

大分県報

令和七年
号外（六六）
十月三十一日

（金曜日）

目次

規則

退職手当の支給等に関する規則の一部改正……………一
栄養士法施行細則の一部改正……………一

規則

退職手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年十月三十一日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

大分県規則第五十四号

退職手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則

退職手当の支給等に関する規則（平成二十一年大分県規則第五十四号）の一部を次のように改正する。

第二十五号様式表、第二十六号様式表、第二十七号様式表、第二十八号様式表、第二十九号様式表及び第三十号様式表中「処分書を受けた日の翌日から起算して3月」を「処分があったことを知った日の翌日から起算して3月」じ、「処分書を受けた日の翌日から起算して6月」を「処分があったことを知った日から6月」じ、「の日の翌日から起算して」を「の日から」じ、「の送達を受けた日の翌日から起算して」を「があったことを知った日から」に改める。

第三十一号様式表及び第三十二号様式表中「命令書を受けた日の翌日から起算して3月」を「命令があったことを知った日の翌日から起算して3月」じ、「命令書を受けた日の翌日から起算して6月」を「命令があったことを知った日から6月」じ、「の日の翌日から起算して」を「の日から」じ、「の送達を受けた日の翌日から起算して」を「があったことを知った日から」に改める。

第三十三号様式表中「の送達から起算して」を「から」に改める。

第三十四号様式表及び第三十五号様式表中「命令書を受けた日の翌日から起算して3月」を「命令があったことを知った日の翌日から起算して3月」じ、「命令書を受けた日の翌日から起算して6月」を「命令があったことを知った日から6月」じ、「の日の翌日から起算して」を「の日から」じ、「の送達を受けた日の翌日から起算して」を「があったことを知った日から」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

栄養士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年十月三十一日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

大分県規則第五十五号

栄養士法施行細則の一部を改正する規則

栄養士法施行細則（昭和三十八年大分県規則第七十号）の一部を次のように改正する。

第二条中「省令」を「令、省令」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、令第十二条及び第十四条の規定による書類、省令第二章に規定する養成施設又は管理栄養士養成施設に係る書類及び省令第十八条の規定による書類並びに県内に住所を有しない者が提出する令第三条第二項、第四条第一項、第五条第一項、第六条第一項並びに第八条第一項及び第三項の規定による書類については、この限りでない。

第六条を削る。

附則

この規則は、令和七年十一月一日から施行する。